

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年1月20日(2022.1.20)

【公開番号】特開2020-113430(P2020-113430A)

【公開日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-029

【出願番号】特願2019-2940(P2019-2940)

【国際特許分類】

H 0 5 B 3 3 / 0 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 1 L 5 1 / 5 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 5 B 3 3 / 1 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 5 B 3 3 / 2 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 1 L 2 7 / 3 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

G 0 2 B 5 / 2 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

G 0 9 F 9 / 3 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

H 0 5 B 3 3 / 0 4

H 0 5 B 3 3 / 1 4 A

H 0 5 B 3 3 / 1 2 E

H 0 5 B 3 3 / 2 2 Z

H 0 1 L 2 7 / 3 2

H 0 5 B 3 3 / 1 2 B

G 0 2 B 5 / 2 0 1 0 1

G 0 9 F 9 / 3 0 3 6 5

G 0 9 F 9 / 3 0 3 4 9 B

G 0 9 F 9 / 3 0 3 4 8 A

G 0 9 F 9 / 3 0 3 4 9 Z

20

【手続補正書】

30

【提出日】令和4年1月7日(2022.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1基板と、

前記第1基板と対向する第2基板と、

40

前記第2基板の、前記第1基板と対向する側に設けられたコート層と、

前記第1基板の第1面側に配置され、前記複数の発光素子上に設けられた第1無機絶縁層と、

前記第1無機絶縁層上の第2無機絶縁層と、

前記表示領域を囲むように設けられた周縁領域において、前記第1無機絶縁層と前記第2無機絶縁層との間に設けられた第1有機絶縁層と、

前記周縁領域の外側を囲み、前記第1基板と前記第2基板との間を充填するように設けられた充填材と、を有し、

前記コート層と、前記第1有機絶縁層とは、重畳しないように配置される、ことを特徴とする表示装置。

50

## 【請求項 2】

前記充填材は、第 1 充填材と、前記第 1 充填材の外側を囲むように設けられた第 2 充填材を有する、  
請求項 1 に記載の表示装置。

## 【請求項 3】

前記第 1 充填材は、前記表示領域および前記周縁領域に設けられる、  
請求項 2 に記載の表示装置。

## 【請求項 4】

前記第 2 充填材は、無機材料を含む、  
請求項 2 または 3 に記載の表示装置。

10

## 【請求項 5】

前記第 2 基板と前記オーバーコート層との間に、さらにカラーフィルター層を有する、  
請求項 1 乃至請求項 4 のいずれか一項に記載の表示装置。

## 【請求項 6】

前記第 1 基板の前記第 1 面から、前記カラーフィルター層のうち前記第 1 基板の前記第 1 面に対向する面までの距離は、前記第 1 基板の前記第 1 面から前記第 2 無機絶縁層のうち前記第 1 有機絶縁層の上面と接する部分までの距離よりも短い、  
請求項 5 に記載の表示装置。

## 【請求項 7】

前記複数の発光素子のそれぞれを離隔するリブの端部と、前記充填材との間に隔壁材を有し、

20

前記隔壁材は、前記第 1 無機絶縁層の下側に設けられ、  
前記第 1 基板の前記第 1 面から前記隔壁材の上部までの距離は、前記第 1 基板の前記第 1 面から前記第 1 有機絶縁層の前記充填材側の端部までの距離よりも長い、  
請求項 1 乃至 6 のいずれか一項に記載の表示装置。

## 【請求項 8】

前記隔壁材の厚さは、前記リブの厚さと同等である、  
請求項 7 に記載の表示装置。

## 【請求項 9】

前記隔壁材の厚さは、前記複数の発光素子の下側に設けられた平坦化層の厚さと同等である、  
請求項 7 に記載の表示装置。

30

## 【請求項 10】

前記隔壁材の厚さは、前記リブの厚さおよび前記複数の発光素子の下側に設けられた平坦化層の厚さの合計値以上である、  
請求項 7 に記載の表示装置。

## 【請求項 11】

前記第 1 基板の前記第 1 面から前記第 1 有機絶縁層の前記表示領域側の端部までの距離は、前記第 1 基板の前記第 1 面から前記表示領域の前記第 1 無機絶縁層の下面までの距離よりも短い、  
請求項 1 乃至 10 のいずれか一項に記載の表示装置。

40

## 【請求項 12】

前記発光素子は、有機 EL 素子を含む、  
請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の表示装置。

## 【請求項 13】

前記発光素子は、有機 EL 素子を含み、  
前記有機 EL 素子は、白色光を発光する、  
請求項 5 乃至 11 のいずれか一項に記載の表示装置。

50